

お子さまの医療費自己負担分について 子どもはぐくみ医療費助成制度の払い戻し対象となることがあります

保険適用の自己負担分医療費について、「子どもはぐくみ医療費受給者証」を使用できなかった場合において、申請をしていただくことで、「子どもはぐくみ医療助成対象分」が払い戻しの対象となることがあります。

払い戻しとなる場合

1. 県外の医療機関等で受診したとき
 2. 小松島市と受領委任払いの契約をしていない整骨院・接骨院で保険適用の施術を受けたとき
 3. 医師が治療上必要と認めた治療用装具(コルセット、治療用眼鏡等)を購入したとき
 4. やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費を全額支払ったとき
 5. 小児慢性特定医療費医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証等を使用し、一部自己負担金を支払ったとき
- ※高額療養費・付加給付金に該当するときや、上記3および4に該当する場合は、加入している健康保険に対しても払い戻しの手続きをしてください。

【申請・お問い合わせ先】

市保険年金課 子どもはぐくみ医療担当(1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

払い戻し手続きに必要なもの

- ・明細のわかる領収書(診療日、診療報酬点数、領収金額、領収印等)
- ・お子さまの健康保険証
- ・受給者名義の普通預金通帳
- ・治療用装具購入の場合は以下についても必要(コピー可)

コルセット等

- 医師の証明書
- 保険者発行の支給決定通知書

治療用眼鏡

- 作成指示書もしくは眼鏡処方箋
- 保険者発行の支給決定通知書



住宅・土地統計調査に ご協力をお願いします

【住宅・土地統計調査とは】

本年10月に全国一斉に実施される、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、統計法に基づく重要な調査です。昭和23年から5年ごとに行われ、今回はその16回目に当たります。

その準備事務として統計指導員が調査区域の確認を行います。

【調査の流れ】

「指導員証」を携帯した指導員が調査地区を訪問し、調査区域の確認や居住世帯の有無、アパート・マンションなどの住戸数などについて、調査をいたします。

2月は調査地区の確認のみですが、住戸の管理者や近隣の方にお話を伺うことがあります。調査票の記入をお願いするのは、9月以降になります。

ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

市DX推進課 統計情報室(市役所3階)
☎32・3803/FAX33・3253
Mail:tokei@city.komatsushima.
i-tokushima.jp



体育施設の利用日程 調整会議を開催します

下記各体育施設の利用を計画されている団体等の代表の方は、ご出席ください。

【場所】 市役所4階 大会議室

【利用調整期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

立江体育館、立江運動広場、坂野体育館、坂野運動広場

【日時】 2月8日(水) 午後7時から

市立体育館・武道館

【日時】 2月8日(水) 午後7時30分から

JAあいさい緑地あいさいスタジアム(多目的広場)

【日時】 2月9日(木) 午後7時から

JAあいさい緑地あいさい球場(野球場)

【日時】 2月9日(木) 午後8時から

【お問い合わせ先】

市教育委員会生涯学習課 スポーツ振興室(市立体育館内)
☎38・1788/FAX38・1789
Mail:sports-shinkou@city.komatsushima.
i-tokushima.jp